

’19年1月改定

略称・ペットネーム	正式名称・説明
アサンテ	「リサイクル部品使用特約」と「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」を合わせてセットした車両保険
運搬引取費用引上特約	ロードサービスの運搬・引取費用支払限度額引上げ特約
エコノミー	車両危険限定補償特約をセットした車両保険
二輪盗難危険補償特約	二輪自動車に関する盗難危険補償特約
交通弱者補償特約	対人事故における歩行者等の傷害補償特約
交通乗用具事故特約	人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約(無保険車傷害危険補償付)
地震・噴火・津波 車両全損一時金特約	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約
車両超過修理費用特約	車両超過修理費用補償特約
傷害一時金対象外特約	人身傷害補償保険における傷害一時金補償対象外特約
傷害一時金2倍特約	人身傷害補償保険における傷害一時金の2倍支払特約
人身傷害補償保険(定額払)	人身傷害補償特約(定額払)
人身傷害(定額払) 医療保険金2倍特約	人身傷害補償特約(定額払)における医療保険金の2倍支払特約
他車使用特約	他車使用・管理危険補償特約
他車使用特約二輪原付	他車使用・管理危険補償特約(二輪・原付)
入院時諸費用特約	人身傷害諸費用補償特約
弁護士費用特約	被害事故弁護士費用等補償特約
レンタカー15日特約	レンタカー費用補償特約(15日限度)
レンタカー30日特約	レンタカー費用補償特約(30日限度)
ロードサービス特約	ロードサービス費用補償特約

パソコンやスマートフォンでご利用いただける 「インターネット契約確認」サービスをご用意しています。

ご契約締結時に「インターネットによる契約確認」をお選びいただくと、
専用ホームページ「My日新」で、お客さまのご契約内容や約款をご確認いただけます。



<https://my.nisshinfire.co.jp/>

①紙の保険証券・
保険契約継続証および
「ご契約のしおり」は
発行しません。

②「My日新」の開設に必要な
ご契約コードなどを記載した
ハガキを送付します。

③「My日新」の開設手続きをしていただくと、
パソコンやスマートフォンでご契約内容や
約款を確認することができます。



かんたんで
便利!

・「My日新」の開設には、メールアドレスの登録が必要です。

日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [受付時間:9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当
●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

日新火災の新総合自動車保険



あなたをやさしく守る自動車保険

日新火災



TOKYO 2020



TOKIO MARINE
NICHIDO



TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES

東京2020ゴールドパートナー(損害保険)

日新火災は東京海上日動と同じグループの会社です。
日新火災は、東京2020オリンピック・パラリンピックを応援しています。

’19年1月改定

重要事項説明書 兼 パンフレット





「ユーサイド」には、“いつもあなたの側^{そば}でお守りする”という意味が込められています。
お客さまにいちばん身近な自動車保険でありたいという願いから付けられた名称です。

日新火災のユーサイドなら相手の方への補償はもちろん、ご自身とご家族の安心もプラスできます！

当て逃げ編	無過失事故編	自転車事故編
今日はたくさん買えたわ～ 買い物中に駐車していたら 当て逃げされていた！	ドライブは楽しいな～ 信号で停車中、後ろから追突された！	公園まで行くぞ！ 自転車で人に衝突してしまった！
車の修理が必要になってしまった エコノミー 相手が分からない場合でも安心！ 5ページへ	大ケガをして入院してしまった(*) 入院時諸費用特約 予想外の出費に対しても安心！ 6ページへ	相手の方にケガを負わせてしまった 日常生活賠償責任補償特約 日常の賠償事故の備えとなり安心！ 7ページへ
代わりの車が必要になった レンタカー15日特約 レンタカー30日特約 修理期間中でも安心！ 9ページへ	自分に過失がないため 示談代行サービスが使えない 弁護士費用特約 自動車事故で被害にあっても安心！ 7ページへ	自分もケガをしてしまった 交通乗用具事故特約 自動車以外の交通事故でも安心！ 6ページへ

安心をプラスしておきましょう！

* 3日以上入院した場合

はじめに

新総合自動車保険「ユーサイド」に関するご説明です。下記のマークがついた項目は、特に重要ですので、ご契約前に必ずお読みください。

契約概要

→ 保険の内容のご説明

注意喚起情報

→ 特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。

この冊子は、重要な事項を抜粋して記載したものです。

詳細は、弊社ホームページ(<https://www.nisshinfire.co.jp/>)のインターネット約款または「ご契約のしおり」をご覧ください。
ご不明な点がありましたら、取扱代理店または弊社にお問合せください。

ご契約者は、上記のマークがついた項目を、記名被保険者および車両所有者(車両保険をセットしている場合)に必ずご説明ください。

1

契約締結前にご理解いただきたい事項

(1)「ユーサイド」の構成

契約概要

	基本補償	ご希望によりセットできる主な特約
相手の方への補償	対人賠償責任保険 対物賠償責任保険	交通弱者補償特約
おケガの補償	人身傷害補償保険	入院時諸費用特約 交通乗用具事故特約 傷害一時金2倍特約
ご契約のお車の補償	車 両 保 険	エコノミー 車両新価保険特約 車両超過修理費用特約 地震・噴火・津波車両全損一時金特約 二輪盗難危険補償特約



上記以外の主な特約

自動的にセット	ロードサービス特約(*) *記名被保険者が法人の契約またはフリート契約の場合には、ご希望によりセットできます。 他車使用特約 他車使用特約二輪原付 臨時代替自動車補償特約
ご希望によりセット	弁護士費用特約 日常生活賠償責任補償特約 レンタカー15日特約 レンタカー30日特約 運搬引取費用引上特約 ファミリーバイク特約(人身傷害あり) ファミリーバイク特約(人身傷害なし)

※各特約には、セットするための条件があります。

(2) 補償に関するご説明

① 基本補償



相手の方のケガへの補償

対人賠償責任保険

どんな保険？

契約概要

注意喚起情報

自動車事故により相手の方を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険などで支払われる金額を超える治療費、入院・通院費、休業損害、精神的損害(慰謝料)などを補償する保険です。1事故・被害者1名につき、保険金額を限度に保険金をお支払します。さらに、相手の方を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、1事故・被害者1名につき15万円を「対人臨時費用」に対する保険金として、お支払します。

〈保険金をお支払しない主な場合〉

- 被害者が運転者の父母、配偶者または子である場合
- 地震・噴火・津波により損害が生じた場合

保険金額はいくらで契約するの？

「無制限」をおすすめします。相手の方を死亡させた場合や、重度の後遺障害を負わせた場合、高額な損害賠償責任が発生することがあります。なお、「記名被保険者が個人」、「自家用8車種」、「ノンフリート契約」のすべての条件を満たす場合は、「無制限」によるお引受けとなります。

相手の方との交渉はしてもらえるの？

示談交渉サービスが付いていますので、弊社が行います。ただし、被保険者に法律上の損害賠償責任がない事故の場合、弊社は、示談交渉サービスを行うことができません。⇒弁護士費用特約(7ページ参照)をセットすることで、ご自身で弁護士などに委任したときや法律相談をしたときにかかった費用が補償されます。



相手の方のモノへの補償

対物賠償責任保険

どんな保険？

契約概要

注意喚起情報

自動車事故により相手の方の財物(お車、家屋など)を壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、修理費、代車費用、休業損害などを補償する保険です。1事故につき、法律上の損害賠償責任の額から自己負担額(免責金額)を差し引いた額について、保険金額を限度に保険金をお支払します。さらに、相手のお車の修理費が時価額を上回る場合に、その差額にお客さまの過失割合を乗じた額(1事故・相手自動車1台につき50万円を限度)を「対物超過修理費用」に対する保険金として、対物賠償保険金とは別にお支払します。ただし、事故日の翌日から数えて6か月以内に修理をした場合に限りです。

〈保険金をお支払しない主な場合〉

- 被害者が運転者の父母、配偶者または子である場合
- 地震・噴火・津波により損害が生じた場合

保険金額はいくらで契約するの？

「無制限」をおすすめします。電車、家屋、店舗などに損害を与えてしまった場合、高額な損害賠償責任が発生することがあります。なお、「記名被保険者が個人」、「自家用8車種」、「ノンフリート契約」のすべての条件を満たす場合は、「無制限」によるお引受けとなります。

注意喚起情報 自己負担額(免責金額)を設定できます。設定した場合は保険料がお安くなる一方、法律上の損害賠償責任の額からその自己負担額を差し引いて保険金をお支払します。

相手の方との交渉はしてもらえるの？

示談交渉サービスが付いていますので、弊社が行います。ただし、被保険者に法律上の損害賠償責任がない事故の場合、弊社は、示談交渉サービスを行うことができません。⇒弁護士費用特約(7ページ参照)をセットすることで、ご自身で弁護士などに委任したときや法律相談をしたときにかかった費用が補償されます。

※上記以外にも、事故によって発生する費用に対して、保険金をお支払することがあります。



おケガの補償

人身傷害補償保険(実損払)

どんな保険？

契約概要

注意喚起情報

ご契約のお車に搭乗中の方などが自動車事故により死傷した場合に、治療費、入院・通院費、休業損害、精神的損害などを補償する保険です。普通保険約款(人身傷害補償条項損害額算定基準)などに従って弊社が認定した損害額に対して、1事故・被保険者1名につき、保険金額を限度に保険金をお支払します。さらに、被保険者の入院・通院日数が3日以上となった場合、1事故・被保険者1名につき5万円を「傷害一時金」として、人身傷害補償保険金とは別にお支払します。なお、傷害一時金の補償を希望されないお客さま向けに、傷害一時金対象外特約をご用意しています。人身傷害補償保険(実損払)は、対人賠償責任保険をご契約いただいた場合にご希望によりセットできます。

〈保険金をお支払しない主な場合〉

- 無免許・酒気帯び運転によりその運転者本人に損害が生じた場合
- 地震・噴火・津波により損害が生じた場合

保険金額はいくらで契約するの？

3000万円以上2億円以内の金額でご契約ください。ご契約のお車がバス以外の場合は、「無制限」によるお引受けも可能です。

〈保険金額の目安(有職者平均)〉

年齢	被扶養者		年齢	被扶養者	
25歳	2名	8000万円	45歳	2名	8000万円
	なし	7000万円		なし	6000万円
35歳	2名	8000万円	55歳	2名	6000万円
	なし	6000万円		なし	5000万円

無保険車傷害保険

どんな保険？

契約概要

注意喚起情報

ご契約のお車に搭乗中の自動車事故により、ご自身やご家族、同乗者が死亡した場合または後遺障害を負った場合で、相手自動車が無保険車などで相手の方から十分な補償を受けられないときに、その不足額を補償する保険です。人身傷害補償保険(実損払)で補償される場合は、人身傷害補償保険(実損払)から優先的に保険金が支払われ、不足する額について無保険車傷害保険でお支払します。対人賠償責任保険をご契約いただいた場合に自動的にセットされます。

〈保険金をお支払しない主な場合〉

- 無免許・酒気帯び運転によりその運転者本人に損害が生じた場合
- 地震・噴火・津波により損害が生じた場合

保険金額はいくらで契約するの？

対人賠償責任保険と同額が自動的に設定されます。

※上記以外にも、事故によって発生する費用に対して、保険金をお支払することがあります。



ご契約のお車の補償

車両保険

どんな保険？

契約概要

注意喚起情報

事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、修理費などを補償する保険です。損害額から自己負担額(免責金額)を差し引いた額について、保険金額を限度に保険金をお支払します。全損の場合は、自己負担額(免責金額)を差し引かずにお支払します。さらに、保険金額の10%(20万円を限度)を「全損時諸費用保険金」として、車両保険金とは別にお支払します。

〈ご契約のタイプ〉

一般条件またはエコノミーのいずれかをお選びください。エコノミーは、補償の範囲を限定するため、保険料がお安くなります。

○：補償されます ×：補償されません

事故の形態	火災・台風 など	落書・いたずら・窓ガラス破損	盗 難
ご契約のタイプ			
一般条件	○	○	○(*)
エコノミー	○	○	○(*)

事故の形態	衝突・接触				転覆 墜落 転落 (単独事故)
	飛来中の物 落下中の物	車・バイク		自転車 電柱 建物など	
ご契約のタイプ		相手確認 	当て逃げ (相手確認不能) 		
一般条件	○	○	○	○	○
エコノミー	○	○	○	×	×

*ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、[×]

〈保険金をお支払しない主な場合〉

- パンク・故障
 - 無免許・酒気帯び運転により損害が生じた場合
 - 欠陥・摩滅・サビ
 - 地震・噴火・津波により損害が生じた場合
- など

保険金額はいくらで契約するの？

ご契約のお車の用途車種、車名、型式、形状、仕様および初度登録(検査)年月によりご契約時点のお車の価格を保険金額として設定します。

注意喚起情報 自己負担額(免責金額)を設定できます。設定した場合は保険料がお安くなる一方、全損以外のときは、損害額からその自己負担額を差し引いて保険金をお支払します。

※上記以外にも、事故によって発生する費用に対して、保険金をお支払することがあります。

②主な特約の概要



特 約 お客さまの目的に合った特約をお選びください。

人身傷害補償保険(実損払)の補償対象となる事故により、3日以上入院した場合に、支払限度額の範囲内で21種類のメニューの中から必要な補償を選べます。

支払限度額 入院3日目に10万円分、その後1日あたり1万円分ずつ加算(1事故・被保険者1名につき180万円分が上限)。ただし、転院移送手配については、支払限度額とは別枠で、1事故・被保険者1名につき100万円が限度(1回を限度)。

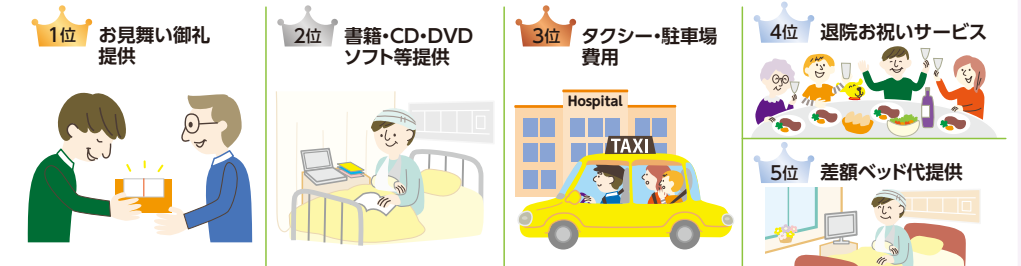
セット条件 人身傷害補償保険(実損払)をセット

補償メニュー

- 差額ベッド代提供
 - 書籍・CD・DVDソフト等提供
 - フラワー提供
 - 身の回り品レンタル(パソコン機器レンタル)
 - 身の回り品レンタル(DVD機器レンタル)
 - DVDソフトレンタル
 - 福祉機器レンタル
 - 電話秘書提供
- 家庭教師派遣
 - ホームヘルパー派遣
 - 付添看護人派遣
 - 自宅掃除代行
 - 介護ヘルパー派遣
 - ベビーシッター派遣
 - タクシー・駐車場費用(ご家族のお見舞い時・被保険者の通院時等)
 - ホームセキュリティサービス
- ペットシッターサービス
 - お見舞い御礼提供
 - 退院お祝いサービス
 - 社会復帰支援サービス
- 〈追加補償メニュー〉

 - 転院移送手配

お客さまに選ばれている補償メニュー (弊社2017年12月調べ)



※それぞれの補償メニューには、一定のご利用条件やご利用上限額があります。
※補償メニューは、一部変更となる場合があります。
※補償メニューの中からお選びいただいたサービスは、弊社が提携会社を通じて提供します。

記名被保険者(記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者)またはそのご家族を対象に、人身傷害補償保険(実損払)で補償する事故の範囲を拡大します。

セット条件 人身傷害補償保険(実損払)をセット。ただし、記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を定めたときに限ります。

○：補償されます ×：補償されません

事故の範囲	自動車事故			自転車事故		左記以外の交通乗用具事故
	ご契約のお車に搭乗中	他のお車に搭乗中	歩行中や自転車に搭乗中	自転車に搭乗中	歩行中	
ご契約のタイプ						
人身傷害補償保険(実損払)	○	×	×	×	×	×
交通乗用具事故特約をセットする場合	○	○(*)	○	○	○	○

*他のお車が、記名被保険者(記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者)またはそのご家族が所有または主として使用のお車の場合は、[×]

人身傷害補償保険(実損払)における「傷害一時金(5万円)」を2倍の金額でお支払します。

支払額 1事故・被保険者1名につき10万円

セット条件 人身傷害補償保険(実損払)をセット



おすすめ

ご希望によりセット

入院時諸費用特約

契約概要



おすすめ

ご希望によりセット

交通乗用具事故特約

契約概要



おすすめ

ご希望によりセット

傷害一時金2倍特約

契約概要

 👍 おすすめ ご希望によりセット 弁護士費用特約 契約概要	自動車事故により身体の傷害または財物の損壊の被害を受けたことについて、相手の方に損害賠償請求するために、示談交渉を弁護士などに委任した場合や法律相談をした場合にかかる費用に対して保険金をお支払します。被保険者に法律上の損害賠償責任がある場合でも対象となります。 <table><tr><td>支払限度額</td><td>1事故・被保険者1名につき、弁護士費用300万円・法律相談費用10万円</td></tr><tr><td>セット条件</td><td>対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセット</td></tr></table>	支払限度額	1事故・被保険者1名につき、弁護士費用300万円・法律相談費用10万円	セット条件	対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセット
支払限度額	1事故・被保険者1名につき、弁護士費用300万円・法律相談費用10万円				
セット条件	対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセット				
 👍 おすすめ ご希望によりセット 日常生活賠償責任補償特約 契約概要	記名被保険者またはそのご家族の日常生活における偶然な事故により、相手の方を死傷させた場合や、相手の方の財物を壊した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払します。 ※示談交渉サービス付です。 <table><tr><td>支払限度額</td><td>1事故につき2億円</td></tr><tr><td>セット条件</td><td>下記のいずれにも該当すること。 ①記名被保険者が個人のノンフリート契約 ②対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をセット</td></tr></table>	支払限度額	1事故につき2億円	セット条件	下記のいずれにも該当すること。 ①記名被保険者が個人のノンフリート契約 ②対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をセット
支払限度額	1事故につき2億円				
セット条件	下記のいずれにも該当すること。 ①記名被保険者が個人のノンフリート契約 ②対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をセット				
 ご希望によりセット 交通弱者補償特約	対人賠償事故により、歩行者など自動車に搭乗中でない方を死亡または入院させてしまった場合に、対人賠償責任保険では補償の対象とならない相手の方の過失割合部分に相当する金額について、保険金をお支払します。 <table><tr><td>支払限度額</td><td>1事故・傷害被保険者1名につき2億円</td></tr><tr><td>セット条件</td><td>対人賠償責任保険をセット</td></tr></table>	支払限度額	1事故・傷害被保険者1名につき2億円	セット条件	対人賠償責任保険をセット
支払限度額	1事故・傷害被保険者1名につき2億円				
セット条件	対人賠償責任保険をセット				
 ご希望によりセット 車両新価保険特約	新車として購入したお車が、盗難以外の車両事故により下記①から③のいずれかに該当する損傷を受け、事故日の翌日から数えて6か月以内にお車の買替または修理をした場合に、ご契約時に設定した新車価格による保険金額を限度に保険金をお支払します。 ①お車が修理できない場合 ②修理費がご契約時の新車価格の50%以上となる場合。ただし、ご契約のお車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じているときに限ります。 ③修理費がご契約時の車両保険金額以上となる場合 <table><tr><td>セット条件</td><td>下記のいずれにも該当すること。 ①車両保険をセットしたノンフリート契約 ②ご契約のお車が自家用8車種で、かつ、満期日が初度登録(検査)年月から数えて61か月以内 ③車両超過修理費用特約または車両保険金の時価払特約のセットがないこと。</td></tr></table>	セット条件	下記のいずれにも該当すること。 ①車両保険をセットしたノンフリート契約 ②ご契約のお車が自家用8車種で、かつ、満期日が初度登録(検査)年月から数えて61か月以内 ③車両超過修理費用特約または車両保険金の時価払特約のセットがないこと。		
セット条件	下記のいずれにも該当すること。 ①車両保険をセットしたノンフリート契約 ②ご契約のお車が自家用8車種で、かつ、満期日が初度登録(検査)年月から数えて61か月以内 ③車両超過修理費用特約または車両保険金の時価払特約のセットがないこと。				
NEW  ご希望によりセット 車両超過修理費用特約	ご契約のお車の修理費が車両保険金額を上回る場合に、その差額(50万円を限度)に対して保険金をお支払します。ただし、事故日の翌日から数えて6か月以内に修理をした場合に限ります。 <table><tr><td>支払限度額</td><td>1事故につき50万円</td></tr><tr><td>セット条件</td><td>下記のいずれにも該当すること。 ①車両保険をセット ②ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車または農耕作業用自動車以外で、車両保険金額が20万円以上であること。 ③車両新価保険特約または車両保険金の時価払特約のセットがないこと。</td></tr></table>	支払限度額	1事故につき50万円	セット条件	下記のいずれにも該当すること。 ①車両保険をセット ②ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車または農耕作業用自動車以外で、車両保険金額が20万円以上であること。 ③車両新価保険特約または車両保険金の時価払特約のセットがないこと。
支払限度額	1事故につき50万円				
セット条件	下記のいずれにも該当すること。 ①車両保険をセット ②ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車または農耕作業用自動車以外で、車両保険金額が20万円以上であること。 ③車両新価保険特約または車両保険金の時価払特約のセットがないこと。				
 ご希望によりセット 地震・噴火・津波車両全損一時金特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波により、ご契約のお車が「全損」となった場合に、当座の一時金として、保険金をお支払します。 ※この特約にいう「全損」とは、ご契約のお車が流失または埋没し、発見されなかった場合や、運転者席の座面を超える浸水を被った場合などをいい、車両保険などに定める全損とは異なります。 <table><tr><td>支払額</td><td>1事故につき50万円(車両保険金額が50万円に満たない場合は、保険金額)</td></tr><tr><td>セット条件</td><td>車両保険をセット。ただし、一部の用途車種を除きます。</td></tr></table>	支払額	1事故につき50万円(車両保険金額が50万円に満たない場合は、保険金額)	セット条件	車両保険をセット。ただし、一部の用途車種を除きます。
支払額	1事故につき50万円(車両保険金額が50万円に満たない場合は、保険金額)				
セット条件	車両保険をセット。ただし、一部の用途車種を除きます。				
 ご希望によりセット アサンテ	車両事故の際に、弊社の指定修理工場でリサイクルパーツを使用して修理していただくことで、車両保険料を約10%割引します。 ※弊社では、アサンテで得た収益の一部をグリーンベルト運動に寄付しています。 <table><tr><td>セット条件</td><td>ご契約のお車が下記のいずれにも該当する国産の自家用5車種で、車両保険をセット ①始期日の属する月が、ご契約のお車の型式の発売年月の翌月から数えて2年以上 ②満期日の属する月が、ご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から数えて13年以内</td></tr></table>	セット条件	ご契約のお車が下記のいずれにも該当する国産の自家用5車種で、車両保険をセット ①始期日の属する月が、ご契約のお車の型式の発売年月の翌月から数えて2年以上 ②満期日の属する月が、ご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から数えて13年以内		
セット条件	ご契約のお車が下記のいずれにも該当する国産の自家用5車種で、車両保険をセット ①始期日の属する月が、ご契約のお車の型式の発売年月の翌月から数えて2年以上 ②満期日の属する月が、ご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から数えて13年以内				

 ご希望によりセット 人身傷害補償保険(定額払)	ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故により死傷した場合や後遺障害が生じた場合に、死亡保険金、後遺障害保険金および医療保険金を所定の金額でお支払します。 <table><tr><td>セット条件</td><td>下記のいずれかに該当すること。 ①記名被保険者が法人 ②ご契約のお車が自家用8車種以外 ③フリート契約</td></tr></table> ご希望によりセット 医療保険金を2倍にしてお支払する人身傷害(定額払)医療保険金2倍特約もあります。	セット条件	下記のいずれかに該当すること。 ①記名被保険者が法人 ②ご契約のお車が自家用8車種以外 ③フリート契約		
セット条件	下記のいずれかに該当すること。 ①記名被保険者が法人 ②ご契約のお車が自家用8車種以外 ③フリート契約				
 ご希望によりセット ●ファミリーバイク特約(人身傷害あり) ●ファミリーバイク特約(人身傷害なし)	記名被保険者またはそのご家族が原動機付自転車(借りた原動機付自転車を含みます。)を運転中の対人・対物賠償事故、人身傷害事故(ファミリーバイク特約(人身傷害あり)をセットした場合に限ります。)、無保険車傷害事故について、その原動機付自転車をご契約のお車とみなして保険金をお支払します。 <table><tr><td>保険金額</td><td>各補償種目の保険金額は、ご契約のお車の各補償種目の保険金額と同額</td></tr><tr><td>セット条件</td><td>下記のいずれにも該当すること。 ①記名被保険者が個人のノンフリート契約 ②ご契約のお車が自家用8車種または自家用二輪自動車 ③ファミリーバイク特約(人身傷害あり)の場合、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害補償保険(実損払)をセット。 ファミリーバイク特約(人身傷害なし)の場合、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をセット。</td></tr></table> 注意喚起情報 この特約における対物賠償責任保険の自己負担額(免責金額)は、基本補償の対物賠償責任保険の自己負担額と同額(5万円を上限)	保険金額	各補償種目の保険金額は、ご契約のお車の各補償種目の保険金額と同額	セット条件	下記のいずれにも該当すること。 ①記名被保険者が個人のノンフリート契約 ②ご契約のお車が自家用8車種または自家用二輪自動車 ③ファミリーバイク特約(人身傷害あり)の場合、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害補償保険(実損払)をセット。 ファミリーバイク特約(人身傷害なし)の場合、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をセット。
保険金額	各補償種目の保険金額は、ご契約のお車の各補償種目の保険金額と同額				
セット条件	下記のいずれにも該当すること。 ①記名被保険者が個人のノンフリート契約 ②ご契約のお車が自家用8車種または自家用二輪自動車 ③ファミリーバイク特約(人身傷害あり)の場合、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害補償保険(実損払)をセット。 ファミリーバイク特約(人身傷害なし)の場合、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をセット。				
7 オリジナル  ご希望によりセット 二輪盗難危険補償特約	車両保険では補償されないバイクの盗難(*)によって生じた損害(発見されるまでの間に生じた損害を含みます。)に対して保険金をお支払します。 *エンジンキーおよびホイールロックのいずれも施錠されている状態での盗難に限ります。 <table><tr><td>セット条件</td><td>下記のいずれにも該当すること。 ①ご契約者のお車が自家用二輪自動車(総排気量が125cc超) ②記名被保険者が個人のノンフリート契約で、運転者年齢条件を35歳以上に設定 ③対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をセット ④保険期間が1年以内 ⑤車両保険金の時価払特約のセットがないこと。</td></tr></table> 注意喚起情報 全損以外の場合の自己負担額(免責金額)は5万円  日野火災 おとなのためのバイク保険 盗難補償付 二輪盗難危険補償特約をセットした自動車保険をおとなのためのバイク保険(盗難補償付)と呼んでいます。	セット条件	下記のいずれにも該当すること。 ①ご契約者のお車が自家用二輪自動車(総排気量が125cc超) ②記名被保険者が個人のノンフリート契約で、運転者年齢条件を35歳以上に設定 ③対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をセット ④保険期間が1年以内 ⑤車両保険金の時価払特約のセットがないこと。		
セット条件	下記のいずれにも該当すること。 ①ご契約者のお車が自家用二輪自動車(総排気量が125cc超) ②記名被保険者が個人のノンフリート契約で、運転者年齢条件を35歳以上に設定 ③対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をセット ④保険期間が1年以内 ⑤車両保険金の時価払特約のセットがないこと。				
 自動的にセット ●他車使用特約 ●他車使用特約二輪原付	友人・知人などから借りたお車を運転中の対人・対物賠償事故、人身傷害事故、無保険車傷害事故、車両事故、人身傷害(定額払)事故について、そのお車をご契約のお車とみなして保険金をお支払します。ご契約のお車が自家用8車種の場合は借りたお車も自家用8車種のとき、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は借りたお車も二輪自動車または原動機付自転車のときが対象となります。 <table><tr><td>セット条件</td><td>他車使用特約の場合、ご契約のお車が自家用8車種。 他車使用特約二輪原付の場合、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車。ただし、いずれの特約も記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を定めたときに限ります。</td></tr></table>	セット条件	他車使用特約の場合、ご契約のお車が自家用8車種。 他車使用特約二輪原付の場合、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車。ただし、いずれの特約も記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を定めたときに限ります。		
セット条件	他車使用特約の場合、ご契約のお車が自家用8車種。 他車使用特約二輪原付の場合、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車。ただし、いずれの特約も記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を定めたときに限ります。				
 自動的にセット 臨時代替自動車補償特約	ご契約のお車が修理・整備などのために整備工場などにある間に、借りた代車による対人・対物賠償事故、人身傷害事故、無保険車傷害事故、車両事故、人身傷害(定額払)事故について、その代車をご契約のお車とみなして保険金をお支払します。 <table><tr><td>セット条件</td><td>ノンフリート契約またはフリート契約</td></tr></table>	セット条件	ノンフリート契約またはフリート契約		
セット条件	ノンフリート契約またはフリート契約				
0:100  自動的にセット 車両保険の無過失事故に関する特約(相手自動車確認条件付)	相手方に一方的な過失がある事故に対して、車両保険金をお支払した場合であっても、その事故をノーカウント事故(12ページ参照)として取り扱います。 <table><tr><td>セット条件</td><td>ノンフリート契約で、車両保険をセット</td></tr></table>	セット条件	ノンフリート契約で、車両保険をセット		
セット条件	ノンフリート契約で、車両保険をセット				



NEW
自動的にセット

ロードサービス
特約(*)

ご契約のお車が事故や故障により走行不能となった場合や、盗難された場合などに走行不能を解消するための「応急処置に要した費用」、「運搬・引取費用」、「宿泊費用」および「帰宅・移動費用」に対して保険金をお支払します。

支払限度額	応急処置に要した費用 運搬・引取費用	合計で50万円
	宿泊費用	1事故・被保険者1名につき3万円
	帰宅・移動費用	1事故・被保険者1名につき5万円

セット条件 記名被保険者が個人のノンフリート契約
*記名被保険者が法人の契約またはフリート契約の場合には、ご希望によりセットできます。



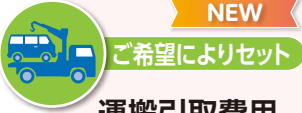
NEW
ご希望によりセット

- レンタカー
15日特約
- レンタカー
30日特約

ご契約のお車が事故にあった場合や故障により走行不能となった場合などに、ご契約のお車の代わりとしてレンタカーを利用するためにかかった費用に対して保険金をお支払します。

	レンタカー15日特約	レンタカー30日特約
補償日数	15日限度	30日限度
支払限度額	1日につき5,000円	1日につき5,000円～20,000円 ※ご契約締結時に千円単位で設定

セット条件 ご契約のお車が自家用8車種でロードサービス特約をセット



NEW
ご希望によりセット

運搬引取費用
引上特約

ロードサービス特約による補償内容のうち、「応急処置に要した費用」と「運搬・引取費用」を合計した支払限度額を50万円から100万円に引き上げます。

セット条件 ロードサービス特約をセット

③保険金額および支払限度額の設定

補償の種類ごとに決めていただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。

契約概要

④保険期間および補償開始・終了時刻

- 保険期間: 1年間
 - 補償開始時刻: 始期日の午後4時
 - 補償終了時刻: 満期日の午後4時
- 保険期間および新規契約の補償開始時刻は、上記と異なる内容でもご指定いただけます。

契約概要

注意喚起情報

⑤運転者の限定

記名被保険者が個人の場合

〈運転者の範囲〉

- 「運転者本人・夫婦限定特約」をセットして運転者を記名被保険者またはその配偶者に限定した場合は、保険料が6%お安くなります。

◆対象となるお車: 自家用8車種

〈運転者の年齢条件〉

- 運転者の年齢条件を限定(「21歳以上限定」、「26歳以上限定」または「35歳以上限定」)した場合は、保険料がお安くなります。年齢条件は以下①から④までの方のみに適用され、記名被保険者またはその配偶者のいずれとも別居している子や知人・友人などには適用されません。なお、「26歳以上限定」または「35歳以上限定」の場合は、記名被保険者の年齢によって、記名被保険者年齢別料率を適用します(13ページ参照)。

- ① 記名被保険者 ② ①の配偶者 ③ ①②の同居の親族
- ④ ①②③に該当する方が営む業務(家事を除きます。)に従事中的使用人

◆対象となるお車: 自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車(*)

*対象となるお車が原動機付自転車で年齢条件を限定する場合は、「21歳以上限定」のみ選ぶことができます。

記名被保険者が法人の場合

- 「運転者本人・夫婦限定特約」はセットできません。

- 運転者の年齢条件を限定(「21歳以上限定」、「26歳以上限定」または「35歳以上限定」)した場合は、保険料がお安くなり、運転者を問わず年齢条件が適用されます。

◆対象となるお車: 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車、原動機付自転車(*)

*対象となるお車が原動機付自転車で年齢条件を限定する場合は、「21歳以上限定」のみ選ぶことができます。

⑥団体扱・集団扱でご契約いただく場合の注意事項

団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただけるのは、ご契約者、記名被保険者、車両所有者およびご契約のお車の用途車種が下記の条件に該当する場合に限りです。

	団体扱	集団扱
ご契約者	団体(*1)に勤務し毎月給与の支払を受けている方 ※所定のお手続を経た団体に限り、勤務していた団体を退職した方も対象となります。	集団(*2)ご自身／集団(*2)の役員および従業員の方／集団(*2)の構成員／集団(*2)の構成員の役員および従業員の方 ※集団の構成員には、その集団を構成する集団の構成員も含まれます。
記名被保険者 車両所有者	ご契約者／ご契約者の配偶者／ご契約者またはその配偶者の同居の親族／ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	
ご契約のお車 の用途車種	自家用8車種／二輪自動車／原動機付自転車	記名被保険者が所有するすべての用途車種のお車

*1 官公署または公社、独立行政法人、会社などの企業体(法人・個人の別を問いません。)をいいます。

*2 弊社の承認する集団をいいます。

⑦ドライビングサポート24

夜間でも休日でも24時間・365日、お車に関するトラブルからお客さまをお守りします。

ドライビングサポート24のご利用にあたっては、ロードサービス特約をセットすることが必要です。

サービスの内容

1 応急処置サービス

- 衝突物からの引剥し
 - 横転・転覆時の引剥し
 - パンク時のスペアタイヤ交換
 - キー閉じ込み時の解錠
 - 路面上のスタックからの脱出
 - 電気自動車の電池切れおよび天然ガス自動車などの燃料切れの時の燃料補給場所までの運搬
 - 落輪・転落時の路面への引戻し
 - タイヤの巻込み時の障害物などの除去
- その他走行不能を解消するための30分程度で対応可能な処置を行います。

2 車両運搬サービス

ご契約のお車を事故または故障などの現場から修理工場などまで運搬します。

- 1 および 2 にかかる費用は、ロードサービス特約の保険金としてお支払します。なお、限度額は 1 と 2 を合計して50万円(*)です。
* 運搬引取費用引上特約をセットしている場合、限度額は100万円となります。

3 宿泊・帰宅・移動サポートサービス

事故または故障などの現場のもよりの宿泊施設および事故または故障などの現場から帰宅・移動するための代替交通機関(*1)をご案内します(*2)。

- *1 タクシー、バス、電車などをいい、レンタカーは含みません。
レンタカーをご利用の場合は、 6 でご案内します。
- *2 宿泊施設および代替交通機関の手配は行いません。

4 給油サービス

高速道路、有料道路または一般道路上でのガス欠時に、燃料を最大10リットル(*1)まで給油します(*2)。
*1 運搬引取費用引上特約をセットしている場合、最大20リットルまで給油します。
*2 ご利用回数は、保険期間中(長期契約の場合は各保険年度中)1回までとなります。

5 ジャンピングサービス

バッテリー上がり時に、ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。
※ご利用回数に制限はありません。

6 レンタカーサポートサービス

レンタカー会社をご案内します。
※レンタカー15日特約またはレンタカー30日特約をセットすることが必要です。

7 その他ご案内サービス

ご家族への緊急連絡および24時間営業のガソリンスタンドをご案内します。

お客さまがJAF会員の場合

JAFから同様のサービスを受けることが可能な場合で、JAFの出動をご了承いただいたときは、JAFにお取次ぎします。

〈JAF会員のお客さまに対する特典〉
JAFから上記 1 のサービスを受ける場合は、このサービスに付随して発生する部品代、消耗品(燃料を除きます。)代等を5,000円まで無料で提供します。

ドライビングサポート24

専用
フリーダイヤル

0120-097-365

スマートフォンアプリ
インストールはこちらから

日新火災ドライビングサポート24

検索

iPhone版



Android版



※本サービスの詳細については、ご契約のしおりをご覧ください。取扱代理店または弊社までお問合せください。

※本サービスの内容、ご利用回数などは、予告なく変更する場合があります。

(3) 保険料のご説明

① 保険料の決定方法

お客さまにお支払いただく保険料は、下記の要素から決定されます。

契約概要

ご契約のお車の型式ごとに
決定される要素

1 型式別料率クラス 制度

同じ型式のお車全体の事故
の実績などによって決定され
たクラスに応じて、保険料が
異なります。

ご契約ごとの事故の有無など
によって決定される要素

2 ノンフリート 等級別料率制度

ご契約ごとに前契約での事故件数・
事故内容によって決定されたノン
フリート等級・事故有係数適用期間
に応じて、保険料が変動します。

ご契約条件によって
決定される要素

3 その他

各種割引・割増の適用の有無
などに応じて保険料が変動
します。

1 型式別料率クラス制度

自家用普通乗用車および自家用小型乗用車に
ついて、お車の型式ごとに事故の実績をランク
付けし、保険料に反映させる制度です。

- 料率クラスは、補償の種類(車両・対人・対物・
傷害)ごとに1～9の9段階で決定します。
- 料率クラスの数値が高いほど、保険料も高く
なります。
- 料率クラスは、毎年1回見直します。

例えば、同じ排気量のお車でも料率クラスが異なれば、
保険料も異なります。

事故の多い型式のお車 車両クラス…8 対人クラス…8
対物クラス…8 傷害クラス…8

保険料

事故の少ない型式のお車 車両クラス…4 対人クラス…4
対物クラス…4 傷害クラス…4

保険料

安い ← 1 2 3 4 5 6 7 8 9 → 高い
料率クラス

2 ノンフリート等級別料率制度

ノンフリート契約について、1等級から20等級までの各等級区分に応じた等級係数(割引・割増)を適用する制度です。

- 初めてご契約いただく場合は6S等級または7S等級を適用し、保険期間中に発生した事故件数および事故内容に
よって、継続契約の等級および等級係数(割引・割増)が決定します。
- 1年間無事故の場合、継続契約の等級は1等級上がります。3等級ダウン事故が発生した場合は事故1件につき3等
級、1等級ダウン事故が発生した場合は事故1件につき1等級下がります。
- 7F等級から20等級までの等級係数(割引・割増)には、無事故係数と事故有係数の2種類があり、事故有係数適用
期間(*)が「0年」の場合は無事故係数が適用され、事故有係数適用期間(*)が「1年」から「6年」の場合は事故有係数が
適用されます。事故有係数は、無事故係数と比べて割引率が小さく、保険料が高くなります。

*「事故有係数適用期間」とは

「事故有係数」が適用される期間をいいます。事故が発生するたびに積算し、上限は「6年」で、下限は「0年」です。
3等級ダウン事故が発生した契約の継続契約には事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故が発生した契約の
継続契約には事故1件につき「1年」加算します。それ以降は、1年経過するごとに「1年」減算します。

2 ノンフリート等級別料率制度

前契約なしの場合 新規契約

〈初めてご契約いただく場合(純新規契約)〉 **4%割増**

初めてご契約いただく場合は6S等級(事故有係数適用期間0年)になり、4%の割増を適用します。

〈2台目以降のお車を初めてご契約いただく場合(複数所有新規契約)〉 **34%割引**

複数所有新規割引

2台目以降のお車を初めてご契約いただく場合で、下記の適用条件をすべて満たすときは
7S等級(事故有係数適用期間0年)になり、34%の割引を適用します。

適用条件

- 他のご契約の等級が、11等級～20等級であること。
- 2台目以降のお車のご契約の始期日が、他のご契約の保険期間内にあること。
- 他のご契約と2台目以降のお車のご契約の用途車種が、いずれも自家用8車種、または
いずれも自家用二輪自動車であること。
- 他のご契約と2台目以降のお車のご契約の記名被保険者およびお車の所有者が、
同一(*)かつ個人であること。

*2台目以降のお車のご契約の記名被保険者が次の②または③に該当する場合、2台目以降
のお車の所有者が次の①～③のいずれかに該当する場合は、それぞれ同一とみなします。

- ① 他のご契約の記名被保険者
- ② 他のご契約の記名被保険者の配偶者
- ③ 他のご契約の記名被保険者または配偶者の同居の親族

前契約ありの場合 継続契約

前契約の等級、事故件数および事故の種類と内容、事故有係数適用期間により、
継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定し、これらに応じた等級係数
(割引・割増)を適用します。

事故の種類とその内容

● **ノーカウント事故** **1等級アップ↑** 〈事故有係数適用期間 **加算なし**〉

〈主な内容〉

下記のいずれかに係る事故、またはこれらの組合せのみの保険事故をいいます。

人身傷害補償保険(実損払)、無保険車傷害保険、交通弱者補償特約、
傷害車外危険補償特約、傷害車外危険補償特約(自転車搭乗中補償付)、交通乗用具事故特約、
入院時諸費用特約、傷害一時金特約、傷害一時金2倍特約、人身傷害補償保険(定額払)、
人身傷害(定額払)医療保険金2倍特約、代車費用補償特約、地震・噴火・津波車両全損一時金特約、弁護士費用特約、
日常生活賠償責任補償特約、ファミリーバイク特約(人身傷害あり)、ファミリーバイク特約(人身傷害なし)、
事故時宿泊・帰宅・移動費用補償特約、車両保険の無過失事故に関する特約(相手自動車確認条件付)、
ロードサービス特約、運搬引取費用引上特約、レンタカー15日特約、レンタカー30日特約、
対人臨時費用に対してのみ保険金を支払う対人事故

● **1等級ダウン事故** 事故1件につき **1等級ダウン↓** 〈事故有係数適用期間 **1年加算**〉

車両保険のみに係る事故、車両保険に係る事故とノーカウント事故の組合せのみの保険事故、二輪盗難危険補償特約の
みに係る事故、または二輪盗難危険補償特約に係る事故とノーカウント事故の組合せのみの保険事故で、下記のいず
れかを原因とするものをいいます。

火災・爆発(*1)、盗難、デモ・ストライキ・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為、台風・竜巻・洪水・高潮、
落書、窓ガラス破損(*1)、いたずら(*2)、飛来中・落下中の他物との衝突、その他偶然な事故(*3)

- *1 飛来中・落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆・墜落によるものを除きます。
- *2 ご契約のお車の運行によるもの、他のお車との衝突・接触によるものを除きます。
- *3 他物との衝突・接触、転覆・墜落によるものを除きます。

● **3等級ダウン事故** 事故1件につき **3等級ダウン↓↓↓** 〈事故有係数適用期間 **3年加算**〉

上記ノーカウント事故、1等級ダウン事故以外の事故をいいます。

2 ノンフリート等級別料率制度

各等級区分の等級係数(割引・割増)

〈無事故係数〉

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率	割増			割引																
	64%	28%	12%	2%	13%	19%	30%	40%	43%	45%	47%	48%	49%	50%	51%	52%	53%	54%	55%	63%

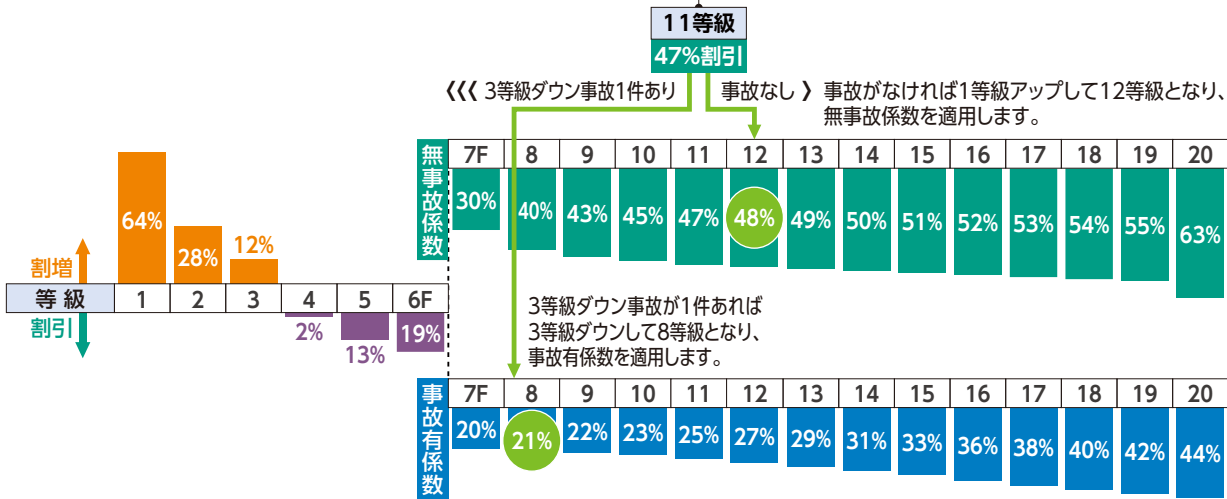
〈事故有係数〉

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率	割増			割引																
	64%	28%	12%	2%	13%	19%	20%	21%	22%	23%	25%	27%	29%	31%	33%	36%	38%	40%	42%	44%

〈例1〉

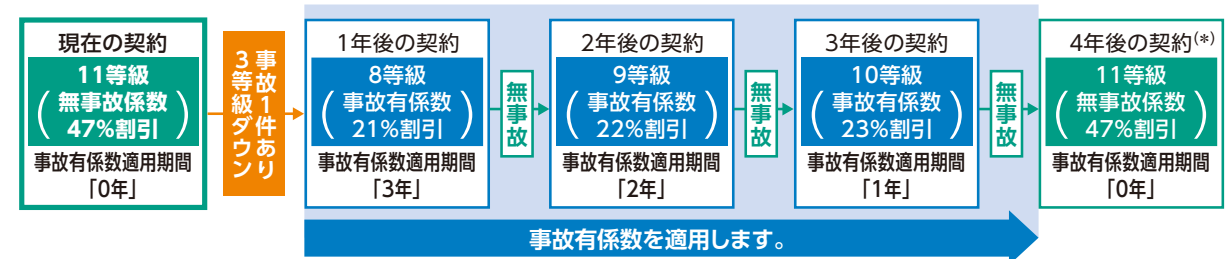
3等級ダウン事故が1件発生した場合
または事故なしの場合

前契約が11等級(事故有係数適用期間「0年」)
だった場合の継続契約の等級・等級係数は?



〈例2〉

3等級ダウン事故が1件発生し、その後、3年間無事故であった場合



*事故有係数適用期間が「0年」となったため、無事故係数を適用します。

※上記の内容は2019年1月1日時点のものです。

3 その他

各種割引・割増制度

割引

新車割引	〈対象のお車と割引率〉					
		対人賠償	対物賠償	人身傷害(実損払)	人身傷害(定額払)	車両
	自家用乗用車(普通・小型)	9%	9%	9%	9%	2%
	自家用軽四輪乗用車	8%	—	10%	10%	—
〈主な適用条件〉 始期日の属する月が、ご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から数えて25か月以内である場合						
ASV割引	対象のお車 自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)					割引率 9%
	〈主な適用条件〉 AEB(衝突被害軽減ブレーキ)装置が装着され、自家用乗用車(普通・小型)については、そのお車の型式発売年月が保険期間の初日の属する年から3を減じた年の4月1日以降である場合					
ノンフリート多数割引	対象のお車 すべてのお車					割引率
	〈主な適用条件〉 2台以上のお車を1保険証券でご契約する場合 ※団体扱・集団扱について、複数の保険証券でご契約する場合でも、一定の条件を満たすときは適用します。					ご契約のお車が 2台 : 3% 3~5台 : 5% 6台以上 : 6%
フリート多数割引	対象のお車 すべてのお車					割引率 5%
	〈主な適用条件〉 10台以上の所有・使用のお車を1保険証券でご契約する場合					
ゴールド免許割引	対象のお車 自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車					割引率 11%
	〈主な適用条件〉 記名被保険者がゴールド免許所持者である場合					
長期優良契約割引	対象のお車 すべてのお車					割引率 3%
	〈主な適用条件〉 前契約と新契約のノンフリート等級が、いずれも20等級となる場合					
連続1等級契約割増	対象のお車 すべてのお車					割増率 15%
	〈主な適用条件〉 前契約と新契約のノンフリート等級が、いずれも1等級となる場合					

② 保険料の払込方法

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。

ただし、ご契約内容によっては、ご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払	一時払
口座振替、クレジットカード払	○	○
コンビニ払、請求書払	×	○

〈現金払の場合〉

保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に発生した事故に対しては、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

③ 保険料払込猶予期間の取扱い

保険料払込期日の定められたご契約については、保険料を払込期日までにお払込みください。払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合は、事故が発生しても保険金をお支払できません。また、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。

※2回目以降の分割保険料について、払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがないことが2回あった場合は、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求します。

3 その他

記名被保険者年齢別料率区分制度

記名被保険者が個人の場合で、運転者の年齢条件を「26歳以上限定」または「35歳以上限定」でご契約いただくときは、記名被保険者の始期日時点の年齢によって、下記の区分ごとに保険料が異なります。

- 30歳未満
- 30歳以上40歳未満
- 40歳以上50歳未満
- 50歳以上60歳未満
- 60歳以上70歳未満
- 70歳以上

(1) 保険契約申込書などの正確なご記入

注意喚起情報

ご契約締結時に弊社が告知を求めた事項(告知事項)を正しくお申出いただく義務(告知義務)があります。保険契約申込書などに記載された告知事項の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

〈告知事項〉 保険契約申込書などに★または☆が付いた下記の①～④の項目です。

- ①前契約(旧契約・複数所有新規の他の自動車の契約)の保険期間・ノンフリート等級・事故有係数適用期間・保険会社名または共済名・証券番号・事故件数(未払の事故を含みます。）・過去1年以内の保険会社または共済からの契約解除の有無
- ②ご契約のお車に対する他の自動車保険契約または共済契約の有無・他社を含めたご契約台数
- ③ご契約のお車の登録番号・車台番号・用途車種・レンタカー区分・車両所有者・車両使用者・総付保台数
- ④記名被保険者の住所・氏名・個人法人別(記名被保険者が個人の場合は、生年月日・免許証の色)

(2) クーリングオフ(申込撤回または契約解除)

注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約は、ご契約のお申込後であっても、お客さまがご契約を申し込んだ日またはこの書面を受領した日のいずれか遅い日から数えて8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。クーリングオフをご希望の場合は、上記期間内(8日以内の消印のみ有効)に弊社宛に必ず郵便にてご通知ください。

クーリングオフが行われた場合は、既にお支払いいただいた保険料は速やかにお客さまに返還します。弊社および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

ただし、下記のご契約などは、クーリングオフを行うことはできません。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団などが締結したご契約
- 質権が設定されたご契約

〈ハガキの記載内容〉

表面 [宛先]

330-9311
埼玉県さいたま市浦和区
上木崎 千目七番五号
日新火災海上保険株式会社
クーリングオフ係
行

裏面 [記載事項]

- ①ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ②ご契約を申し込んだお客さまのご住所、ご氏名(押印)、お電話番号(ご自宅・携帯)
- ③ご契約を申し込んだ年月日
- ④ご契約を申し込んだ保険契約の内容(保険種類、証券番号・領収証番号)
- ⑤ご契約の取扱代理店・仲立人名

(3) 補償の重複

注意喚起情報

下記の特約は、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります(ご本人だけでなく、ご家族の契約との重複もありえます。)。この場合、いずれか一方の保険契約からしか保険金が支払われず、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	日常生活賠償責任補償特約	火災保険の個人賠償責任総合補償特約
②	交通乗用具事故特約	2台目以降の自動車保険の交通乗用具事故特約
③	弁護士費用特約	2台目以降の自動車保険の弁護士費用特約
④	ファミリーバイク特約(人身傷害あり)またはファミリーバイク特約(人身傷害なし)	2台目以降の自動車保険のファミリーバイク特約(人身傷害あり)またはファミリーバイク特約(人身傷害なし)

契約概要

→ 保険の内容のご説明

注意喚起情報

→ 特にご注意ください事項

(1) 変更が生じた場合にご連絡いただく必要がある事項

注意喚起情報

ご契約締結後、下記①②③の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または日新火災テレフォンサービスセンター(フリーダイヤル:0120-616-898)にご連絡ください。

- ①下記の通知事項(保険契約申込書などに☆が付いた項目)の変更について、遅滞なくご通知いただけなかったときは、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約のお車の登録番号(車両番号および標識番号を含みます。)、車台番号、用途車種またはレンタカー区分の変更
 - 前契約(旧契約・複数所有新規の他の自動車の契約)の保険期間・ノンフリート等級・事故有係数適用期間・保険会社名または共済名・証券番号・事故件数(未払の事故を含みます。）・過去1年以内の保険会社または共済からの契約解除有無の変更
- ②下記の変更について、遅滞なくご通知いただけなかったときは、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約のお車の譲渡
 - ご契約のお車の入替
- ③下記については、ご契約内容の変更などが必要となりますので、遅滞なくご通知ください。
 - ご契約者の住所の変更
 - ご契約のお車の改造、付属品の装着または取り外しによるご契約のお車の価額の著しい増加または減少

(2) 更新サポート制度

契約概要

所定のご契約条件を満たす場合は、「保険契約の更新に関する特約」が自動的にセットされます。

- 満期日の2か月前をめどに、満期のご案内をお送りします。満期のご案内が到着した頃に、取扱代理店から具体的なお手続きについてご連絡します。
- 万一、お客さまとご連絡が取れないなどの理由で更新手続きがなされない場合には、更新前のご契約と同様の内容で補償を継続します。

(3) ご契約を解約する場合

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。解約時に保険料を返還または請求することがあります。なお、解約時に請求した保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。また、解約返れい金は、原則として解約日から満期日までの期間分の保険料よりも少なくなります。

(4) ご契約の中断制度

注意喚起情報

ご契約のお車を手放した場合など所定の条件を満たすときは、「中断証明書」の発行をお申出いただくことにより、ご契約を一時的に中断できる制度があります。再びご契約いただく場合に「中断証明書」をお使いいただくと、ノンフリート等級および事故有係数適用期間を新契約に継承できます。

(1) お客さま情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱い商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、ご契約内容の変更などの判断の参考とするために利用し、業務委託先、再保険会社などに提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細については、弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）をご覧ください。取扱い代理店または弊社までお問合せください。

(2) 重大事由による解除

注意喚起情報

下記に該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払できないことがあります。

- ①ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(3) 保険会社破綻時などの取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が破綻した場合などには、保険金、解約返れい金などのお支払が一定期間凍結されることがあるほか、それらの金額が削減されることがあります。なお、弊社の自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の補償の対象となり、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%、それ以外の保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。

(4) 契約締結に関するその他の注意事項

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。

複数の保険会社による共同保険契約をご締結いただく場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(5) 保険金の請求

事故の種類や内容に応じて、インターネット約款または「ご契約のしおり」に定める書類のほか、自動車検査証、印鑑登録証明書、住民票、運転免許証コピーなどをご提出いただく場合があります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めてご提出が必要な書類などをご案内します。

(6) 継続契約

保険金請求状況などによっては、ご契約をご継続いただけないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(7) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

〈弊社の相談・苦情・連絡窓口〉 お客さま相談窓口

フリーダイヤル **0120-17-2424**

〔受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）〕

〈事故のご連絡〉 サービス24

フリーダイヤル **0120-25-7474**

〔受付時間 24時間・365日〕

〈ご契約内容の変更、ご契約内容に関するご質問やご相談など〉

日新火災テレフォンサービスセンター

フリーダイヤル **0120-616-898**

〔受付時間 9:00～20:00（土日祝除く） 9:00～17:00（土日祝）〕

〈指定紛争解決機関〉

注意喚起情報

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談（自動車保険および自賠責保険のご説明や保険金請求手続のご案内など）に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。詳しくは、同協会のホームページ

（<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>）をご覧ください。

ナビダイヤル

（全国共通・通話料有料） **0570-022808**

〔受付時間 9:15～17:00（土日祝および12/30～1/4除く）〕

契約概要

→ 保険の内容のご説明

注意喚起情報

→ 特にご注意ください事項

用 語	説 明
型式	自動車の型を分類するために付けられる車名・グレードごとに決められた識別番号のことをいい、自動車検査証（車検証）などに記載されています。
記名被保険者	ご契約のお車を主に運転する方または所有する方のうち、保険契約申込書などに記載の方をいいます。法人の場合は、その法人となります。
ご家族	次の方をいいます。 ①記名被保険者 ^(*) の配偶者 ②記名被保険者 ^(*) またはその配偶者の同居の親族 ③記名被保険者 ^(*) またはその配偶者の別居の未婚の子 *記名被保険者が法人で、個人被保険者を設定している場合は、個人被保険者とします。
ご契約者	ご契約の当事者として、保険契約を締結し保険料をお支払いいただく方で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持つ方をいいます。
ご契約のお車	ご契約いただく保険の補償の対象となるお車で、保険契約申込書などに記載の自動車（被保険自動車）をいいます。
自家用5車種	次の用途車種のお車をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車
自家用8車種	次の用途車種のお車をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑤自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥自家用小型貨物車 ⑦自家用軽四輪貨物車 ⑧特種用途自動車（キャンピング車）
傷害被保険者	交通弱者補償特約において、対人賠償事故により死亡または入院させてしまった歩行者や自転車に搭乗中の方など、自動車に搭乗中でない方をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
全損	車両保険などに定める全損は、ご契約のお車が修理できない場合、または修理費が保険金額以上となる場合をいいます。なお、ご契約のお車が盗難され、発見できなかった場合を含みます。 ※地震・噴火・津波車両全損一時金特約のお支払対象となる「全損」とは異なります。
同居	同一家屋に居住していることをいい、同一生計や扶養関係の有無は問いません。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その内容を定めたものをいいます。
ノンフリート契約	所有・使用するお車のご契約台数が9台以下のご契約をいいます。
配偶者	法律上の配偶者および内縁関係（事実上、婚姻状態にある関係）にある方をいいます。
被保険者	ご契約いただく保険の補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	基本となるご契約内容を定めたものをいいます。
フリート契約	所有・使用するお車のご契約台数が10台以上のご契約をいいます。
保険金	事故が発生した場合に、弊社がお支払する金銭をいいます。
保険金額	保険金をお支払する事故が発生した場合に、弊社がお支払する保険金の限度額（補償限度額）をいいます。
保険料	ご契約いただく保険の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく掛け金をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	用途とは、自家用・営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、普通貨物車、小型ダンプカー、バスなどの自動車の種類の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号、塗色などに基づいて弊社が定める区分によります。